

東京都東村山福祉園

I 施設概要

所在地	東京都東村山市萩山町1-35-1
-----	------------------

事業種別			定員
指定 管理 事業	第1種社会福祉事業	福祉型障害児入所施設	64人
	第2種社会福祉事業	短期入所事業	8人
	公益事業	日中一時支援事業	5人
自主 事業	第2種社会福祉事業	特定相談支援事業	—
		障害児相談支援事業	—

II 平成31年度の運営方針

平成31年度は、暫定定員を64人（8人増）とし、平成32年度は暫定定員72人、平成33年度には、本来定数である80人へと段階的に増やしていく。児童の新規入所にあたっては、東村山福祉園が担っている公的役割を踏まえて、東京都全域を対象に施設の支援を必要としている重度・最重度の知的障害児を積極的に受け入れていく。

定員増に伴い、ユニット再編成が必要となる。その際、児童の年齢、性別、障害特性等に配慮しながら、環境変化による負担を最大限軽減して、入所児童が新たな環境で安心して生活できる場を提供していけるようこれまで蓄積している専門性をさらに強化して取り組む。

高等部三年生を中心に卒業後の生活の場への移行に向けた移行支援の取組を着実に進める。ご家族、児童相談所、区市町村、学校等と連携を取りながら、ご本人が望まれる生活の場を選定し、児童施設から障害者サービスに確実につなげていくよう取り組む。

地域で生活している重度最重度の知的障害がある児童及び成人への支援として、短期入所事業、日中一時支援事業、相談支援事業を展開して、これまで培ってきた専門性を活かして、地域生活を継続していけるよう支えていく。さらに、本設建物での運営を見据えて、放課後等デイサービス事業及び発達支援事業の開始に向けて検討を進める。

1 重度・最重度知的障害児の確実な受入れ

被虐待、強度の行動障害、医療的ケアの必要な重度・最重度知的障害児の施設入所や短期入所、東京都からの一時保護委託は空床等も最大限活用し、確実に受け入れる。特に入所児童については、定員64人に向けて積極的に受入れを行う。

2 強度行動障害に対する専門的な支援

強度行動障害に対するエキスパート職員の計画的な養成を進めるとともに、福祉職と専門職（医師・看護師・心理職等）が連携し、障害特性に応じた専門的な支援を提供し、行動障害の軽減に取り組む。また、児童発達支援管理責任者を中心に支援調整会議を活用して、施設全体で行動障害の軽減に取り組む。

3 障害者サービスへの円滑な移行支援

18歳で円滑に障害者サービスへ移行できるよう長期的な視点で丁寧な入所支援計画を作成し適切な支援を行う。

4 地域生活移行支援

特別支援学校在籍時から地域生活移行に向けた取組を行い、グループホームへの移行を進める。また、家族、児童相談所等関係機関と連携を図りながら家族再統合に向けた支援を行う。

5 改築後の障害児入所施設を見通した取組の充実

入所児童の休日活動の充実に取り組む。短期入所事業では、平日利用の促進や空床を活用して利用率向上に努める。人材育成、放課後等デイサービス、発達支援事業の実施に向けた検討など、改築後の障害児入所施設の運営を見据えた取組を着実にを行う。

Ⅲ 実施計画

全ての入所児童が重度・最重度の知的障害児であり、そのうち、約6割の児童は重度の自閉症やてんかんを有している。児童の大半が医療との連携が必要であり、児童一人当たり月平均3回程度医療機関を受診している。加えて、約3割の児童は、強度行動障害を有しており、その他の児童も一定の行動障害を有するなど、他の施設では受入れが難しい児童が入所している。更に、現在仮設建物での施設運営となっていることから、平成31年度はこうした状況を踏まえ、以下の事項に取り組む。

1 質の高いサービスの提供

(1) 専門的な支援の充実

ア 重度・最重度の知的障害のある児童で、更に強度行動障害、被虐待、医療的ケアを要する等の他施設では受入れが困難な児童の、施設入所や短期入所、東京都からの一時保護委託を確実に受け入れていく。

イ 強度の行動障害やてんかん発作があるなど、精神科を中心とした医療的ケアを要する児童の支援については、福祉職と健康推進科に在籍している医師、看護師が連携を取り協働して生活づくりに取り組む。

ウ 心理職が中心となって、すべての入所児童に強度行動障害の判定を行う。さらに、児童発達支援管理責任者を中心に判定結果を踏まえて、行動障害の軽減に向けた入所支援計画を作成し、確実に効果を上げる支援を提供する。

- エ 強度行動障害と判定された児童には、定期的を開催する支援調整会議を中心に福祉職と専門職（医師・看護師・心理職等）が連携し、「強度行動障害対応指針」に基づく専門的で統一した支援を行い、強度行動障害の軽減に取り組む。
- オ 18歳で円滑に障害者サービスに移行できるよう、児童移行支援プログラムに基づき計画的な支援を行う。
- カ 入所児童の栄養ケアの充実を図るため、すべての入所児童に栄養ケア・マネジメントを実施するとともに、東京都食品衛生自主管理認証施設として、安全な食事を提供していく。

（2）生活環境・日中活動の充実

- ア ユニット増設に伴う再編成については、児童の年齢、性別、障害特性などを考慮してユニット編成調整を行う。
- イ 仮設建物では、全室個室を用意している。児童一人ひとりの年齢や発達段階及び個別ニーズに即して環境づくりを進め、一人ひとりが個室環境を活用して安心して落ち着いた生活を送り、健やかに成長できるよう療育に取り組む。
- ウ 借り上げバスを利用した外出や、少人数での外出機会の増加や町内会で開催されているおもちつき会など地域活動への参画、四季折々の行事の実施など、児童の豊かな生活づくりに取り組む。多様な社会参加体験をするため、1泊2日の宿泊旅行を実施する。
- エ 未就学児・短期入所・一時保護で平日の日中園で過ごしている児童に対して、平日の午前中に園内外で行う活動プログラム（のびのびタイム）を用意して活動を提供する。また、定期的により一日を通して外出を設定して、多様な社会参加の機会を提供する。
- オ 長期入所児童を対象に、土日祝日など学校の休日を活用したクラブ活動プログラムを用意して充実した余暇を提供する。

（3）地域生活移行への取組強化

- ア 重度・最重度の障害があっても、利用者一人ひとりが持てる力を十分に発揮し、必要なサービスを利用しながら、本人が希望する生活実現に向けて取り組む。具体的には、グループリーダーに移行担当業務の役割を分担し、施設全体で取り組む仕組みを導入して個別に支援していく。
- イ 丁寧なアセスメントにより抽出した地域生活移行への課題の解決にむけて、個別支援計画に沿って地域生活移行に向けた支援を行う。
- ウ 児童相談所や区市町村と連携して、地域生活移行に向けた課題を共有しつつ役割分担していけるよう、コーディネートしていく。
- エ グループホームの情報などを家族へ提供し、グループホーム見学会などを行い保護者や家族の理解促進に努める。

* 地域生活移行

自活訓練事業等実施者数	0人
地域生活移行者数	1人

(4) 家族支援へ向けた取組強化

被虐待が背景にある入所児童に対しては、入所主訴の解決が図れるよう、ユニット職員と専門職（医師、看護師、心理職）が連携して入所支援計画に基づく支援を行う。また、入所主訴の背景にある保護者の課題解決に向けた支援を関係機関と協力して継続的に行う。

2 サービス内容の検証・改善

(1) 福祉サービス第三者評価の活用

(a) 福祉型障害児入所施設（旧知的障害児施設）

ア 平成30年度評価結果における「特に良いと思う点」

- ① 緊急時にマニュアルどおりに行動できるかを確認する「緊急時対応訓練」を毎年実施し、事故防止に積極的かつ実践的に取り組んでいる。
- ② 強度行動障害や医療的なケアの必要な子どもに対して、職員はさまざまな手法を用いてコミュニケーションを取り、個別の支援をしている。
- ③ 入所・短期入所に加えて日中一時支援や相談支援、緊急一時保護など、地域で生活する障害児・保護者へのサービス提供に努めている。

イ 平成30年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

- ① 今後家族等が苦情を申しやすいように、苦情相談受付の周知方法について更なる工夫に期待したい。
- ② 今後更に様々な方策を駆使し、ヒヤリ・ハットを広く多く集め、事故防止に万全を期すことに期待したい。
- ③ 「ユニットだより」の定期的な作成や退所支援を見据えた情報発信など、保護者への情報提供を更に充実させていくことが期待される。

ウ 「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた計画

- ① 保護者向けに苦情申出に係るリーフレットを作成するとともに、園長への手紙の宛名を印刷した封筒をすべての保護者に配布する。
- ② ヒヤリ・ハットについては、毎日開催しているミーティング、朝礼で管理職を含め園全体で即時共有を図り、必要な内容については対応対策に取り組み、事故防止に努める。さらに、定期的を開催するリスク委員会で重ねて情報共有を行い、改善策を共有していく。
- ③ ユニットだよりは、各ユニット年3回発行し情報発信に努める。また、日頃の様子や行事の様子などを生活棟1階に設置してあるユニット掲示板を活用して、写真などを取り入れながら紹介していく。

(b) 短期入所

ア 平成30年度評価結果における「特に良いと思う点」

- ① 緊急時にマニュアルどおりに行動できるかを確認する「緊急時対応訓練」を毎年実施し、事故防止に積極的かつ実践的に取り組んでいる。
- ② 個々の子どもの障害の特性に沿い、短期入所の子どもが落ち着いて安心して生活できるよう、個別の対応を心がけている。
- ③ 入所・短期入所に加えて日中一時支援や相談支援、緊急一時保護など、地域で生活する障害児・保護者へのサービス提供に努めている。

イ 平成30年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

- ① 今後家族等が苦情を申しやすいように、苦情相談受付の周知方法について更なる工夫に期待したい。
- ② 児童に特化した短期入所事業への変更に伴うアピールなど、平日の利用率向上を目指す取り組みを継続していくことが期待される。
- ③ 今後更に様々な方策を駆使し、ヒヤリ・ハットを広く多く集め、事故防止に万全を期すことに期待したい。

ウ 「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた計画

- ① 保護者向けに苦情申出に係るパンフレットを作成するとともに、園長への手紙の宛名を印刷した封筒をすべての保護者に配布する。
- ② 短期入所の利用率向上及び安定化を図るために、新規利用者の積極的な受け入れを行うとともに、リピート率を高めるために短期利用者ご家族へのアンケートを実施し、課題の抽出と改善に向けた取組みを行っていく。
- ③ ヒヤリ・ハットについては、毎日開催しているミーティング、朝礼で管理職を含め園全体で即時共有を図り、必要な内容については対応策に取り組み、事故防止に努める。さらに、定期的を開催するリスク委員会で重ねて情報共有を行い、改善策を共有していく。

(2) 苦情解決制度の充実

苦情等に対しては、苦情解決委員会の設置、第三者委員による苦情相談会の開催、「声の箱」の設置、「園長への手紙」の実施など、多様な受付窓口を設置し、本人や家族等が苦情や要望を申し立てやすい環境を作っている。

苦情や要望があった場合は、園長まで必ず報告が行く仕組みとし、解決状況は家族連絡会等へ説明するとともに、交流スペースで誰でも見られるようにする。

第 三 者 委 員	相談実施回数
2人（民間法人監事、地域の福祉関係者）	4回

(3) 利用者満足度調査

平成31年度も、保護者を対象に利用者満足度調査を実施し、項目を精査して回収率を向上させ、サービスの向上に努める。

実施内容	実施時期
園のサービス全般について	9月

3 公的な役割の強化

(1) 特別な支援が必要な利用者の受入れ

都内唯一の重度・最重度障害児施設として、他の施設では対応が難しい、被虐待・強度の行動障害・医療的ケアの必要な重度・最重度障害児を積極的に受け入れる。また、東京都からの一時保護委託は公的な役割を踏まえ積極的に受け入れる。

(2) 専門的な支援技術等の普及啓発

保育士・社会福祉士養成学校等の実習生を積極的に受け入れていく。

事項	延人数	内訳
保育士等実習生の受入れ	660人	40校
社会福祉士養成校	20人	1校
計	680人	41校

4 人材確保・育成の充実強化

(1) OJT推進体制の強化

若い事業団職員が増える中で、質の高いサービスを安定的に提供するため、新任職員育成担当者（チューター）を配置し若手職員の育成を進める。また、法人の資格取得支援制度を活用し介護福祉士・社会福祉士等の資格取得を促進するとともに、自主勉強会の実施を推奨する。

また、強度行動障害のエキスパートや豊富な経験を有する都派遣職員による支援技術の継承などOJTによる人材育成の取組を重点的に進めるとともに、児童発達支援管理責任者などの事業運営に必要な資格については計画的に取得させていく。

運営の中核となるマネージャーやサブマネージャー、中堅職員には多様な経験を踏ませ、OJTによる人材育成を強化する。

(2) 計画的・効果的な研修の実施

人材育成等の共通する内容は、隣接している「希望の郷 東村山」と共同で開催し、児童の療育に関わる研修や、家族支援などの対人援助に関わる研修などは、研修に必要な日程を確保し、計画的且つ効果的に研修を実施する。

事業団本部の人材育成方針及び研修計画に基づき、高い支援力を備えた職員の育成を図る。

当園の児童の有する課題に的確に対応するため、被虐待の障害児、強度行動障害、重度の自閉症、てんかんなどについての知識・技能を高めることを目的に、中核職員やエキスパート職員については指名制による外部研修への参加を積極的に行うとともに、体系的な研修計画に基づき必要な研修が確実に受けられるよう受講をすすめ、効果的かつ効率的に職員全体の能力の向上を図っていく。また、園内事例研究を計画的かつ重点的に実施するとともに、東京都福祉保健医療学会などへの参加を進めていく。

さらに、外部の研修に参加した職員による研修報告会を年1回実施し、研修で得た知識やノウハウを利用者支援に反映させる仕組みを強化していく。

研修内容	対象者	実施時期
新任・転入職員研修	該当職員	4月から
強度行動障害支援者養成研修	指名・希望職員	4月から
行動障害研修	該当職員	4月
虐待防止研修（悉皆）	全職員	5月
講師依頼研修	全職員・関係機関	4月から 年2回以上
園内事例研究発表会	全職員	発表12月
地域公開講座	全職員・地域住民	年1回
スーパーバイザー研修（応用行動分析）	指名	4月から
業務研修（感染症・救命）	該当職員	4月から

5 運営体制の強化

（1）権利擁護（虐待防止）の取組強化

毎月開催する虐待防止委員会で虐待防止策等を検討するとともに、職員倫理綱領の徹底、悉皆での虐待防止研修や専門研修の実施、自己点検・相互点検の実施、意見交換会の実施など多様な方法で職員の意識改革を行い、虐待防止に取り組む。

また、虐待が疑われる場合は、迅速に虐待防止委員会を開催するとともに、東京都等の関係機関へ速やかに連絡し、関係機関の調査に全面的に協力することをあらかじめ職員に周知し、隠し事のない施設運営を徹底する。

加えて、強度行動障害等に対する専門的な支援力を高め、サービス提供面からも児童の権利擁護（虐待防止）に積極的に取り組んでいく。

（2）外部専門家、外部医師等との連携

行動障害の軽減や児童が安心して暮らせる環境づくりを進めていくことを目的に、高い専門性とスキルを備えた外部専門家によるスーパーバイズを実施する。これにより、職員の支援技術の向上を図る。

(3) 個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

「個人情報保護規程」及び「情報セキュリティ対策基準」に基づき、個人情報保護や情報セキュリティ対策に取り組む。また、個人情報は施錠できる場所での管理を徹底するとともに、電子データによる個人情報へのアクセスはID及びパスワードによる管理を徹底する。

(4) リスクマネジメントの徹底

リスクマネジメントに係る委員会を設け、ヒヤリ・ハット事例の分析に基づく事故防止策を実施する。また、緊急時に迅速かつ的確な対応ができるよう、緊急時想定訓練を定期的実施する。事故発生時には緊急時対応マニュアルに基づき適切に対応するとともに、重大事故発生時には速やかに危機管理委員会を開催し組織全体で危機管理を行う。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
緊急対応想定訓練	21回	誤嚥・水没・発作転倒・所在不明など（ユニットごと年3回）
危機管理委員会	不定期	感染症や事故対応
虐待防止研修	2回	児童・障害児虐待防止の取組

(5) 災害・防犯対策の取組強化

震災対応の事業継続計画（BCP）や消防計画に基づき、夜間を含む消火訓練や避難訓練を毎月実施する。また、事業団全体の合同訓練への参加や災害時の食料等の備蓄を確実にを行う。

事 項	実施回数等	内容等
消防訓練	年11回	消防訓練11回（夜間想定を含む）
総合防災訓練	1回	地域自治会及び「希望の郷 東村山」と連携して震災想定総合防災訓練を実施
不審者対応訓練	1回	東村山警察署に協力依頼をして不審者対応訓練を実施

(6) 働きやすい職場環境の整備

毎朝実施するミーティングにおいて、理念の唱和や各ユニットの状況報告などを行い、情報の共有化やユニット間を超えて協力関係を築くことにより、職員が生き生きと働く職場づくりに取り組む。また、毎月開催する経営会議やユニット長会議に加え、各種委員会・部会において職員間でのコミュニケーションの活性化を図り、風通しの良い職場づくりを推進するとともに、安全衛生委員会における取組を進め、心身ともに健康に働ける充実した職場環境の整備に努める。

(7) 効率的な施設経営の実施等

平成31年度は施設のマネジメント機能を強化するため、園内の経営会議で活発な議論を行い、効果的かつ効率的な施設経営を行う経営体制を強化する。また、各種の委員会や部会についても見直しを行い、効率的な業務運営ができる体制に改善する。

加えて、昨年度5月末から始まった仮設建物での生活について、引き続きユニットによる支援体制を確立し、ユニットリーダーを中心としたユニット運営の実施、効率的でわかりやすい業務記録等への統一など、小規模ユニットでの効率的な施設運営に取り組む。さらに、生活棟各フロア内、1階フロア2階フロア間での連携や、健康推進科看護師等も含めた連携協力など、園全体で協力する体制を強化する。

(8) 「部門長・グループリーダー制」による円滑な施設経営

ア 「部門長・グループリーダー制」において、部門長は、園長を補佐し、管理、地域支援、生活支援の各グループを包括的に指揮監督し、各分野にまたがる課題の解決等、調整業務の中心を担う。各グループリーダーは、部門長の指揮監督のもと、園の運営に関わる各種業務・課題を分担して計画的に推進するとともに、それぞれのグループ内をとりまとめ、一般職員を指導する役割を果たす。

また、次世代の監督職層を育成するために、中堅職員にグループリーダーの補佐や各種委員会の運営をまかせ、園運営に参画させるとともに、研修への参加を促す。

加えて、以下の取組を通して、職員間のコミュニケーションを部門長・グループリーダーと支援職員間及び支援職員間で行い、風通しの良い環境を整えていく。

イ 月に1回グループリーダー及びグループリーダーを補佐するユニット長を構成メンバーとした会議を行う。この場を活用して運営状況ほかについて共有を図り、課題の明確化と具体的な取組及び進行管理を行う。

さらに平日は毎朝、児童が登校した後に全ユニットの勤務者を集めてユニット長を中心として、ミーティングを実施する。このミーティングでは、毎日各ユニットの状況を共有し、当日に対応が必要な事項に対して当日の全勤務者でどう対応するかを調整して園全体で支援していく。

月に1回ユニット会議を行い、日常の業務の中で抽出された課題についてユニット職員間で共有し、解決に向けた検討を行い、更に具体化させることで利用者支援の向上に繋げていく。

年4回合同職員会議を開き、可能な限り支援職員が集まり、グループリーダーと一般職員が顔を合わせ、グループリーダーから情報発信するとともに、職員の意見を聞き意思疎通を図る場として活用する。

6 地域ニーズへの対応

(1) 地域における公益的な取組

障害特有の悩みに対して、相談先がみつからない方の為の障害児・者対象の無料よろず相談を行う。市の広報誌や園ホームページにお知らせを掲載し、電話・対面（予約制）での相談を行う。

(2) 地域生活を支えるサービスの充実

昨年度立ち上げた特定相談支援事業と障害児相談支援事業を提供する「相談支援事業所 ふわり」が、児童及び知的障害者を中心に、地域生活を安心して送れるようこれまで培ってきた専門性を活かして相談にに応じていく。短期入所事業では、空床を活用して地域で生活する児童及び家族がこれまで以上に利用しやすくなるよう取り組む。日中一時支援事業については、近隣 3 市と連携を図りながら、学校の長期休暇期間に児童の受入れを行い、児童や家族のニーズに基づいた活動を実施していく。さらに、これまで実施しているサービスについても内容の改善を行うなど、地域で生活する障害児を支えるサービスを充実する。

サービス内容	対象者	利用者数
短期入所事業	都内全域	延べ 2,050 人
日中一時支援事業	東村山市、東大和市、小平市	延べ 164 人
特定相談支援事業	都内全域	70 人
障害児相談支援事業	都内全域	

(3) 多様な主体との連携

ア 地域住民との連携

震災などの非常時に備えて、自治会や福祉協力員などの地域住民も参加する震災想定総合防災訓練を実施することにより、災害時の協力体制を強化する。

イ 家族会との連携

園が主催し年 2 回開催している家族連絡会に加えて、年 2 回合同家族会を開催して、保護者・家族への情報提供をきめ細やかに実施する。

ウ 学校との連携

特別支援学校教員との相互交流や個別面談、福祉園連絡会などを通じて、連携の強化を図る。

エ ボランティアの受入れ

利用者支援を一層豊かなものとしていくため、ボランティアの受入れを行う。

事 項	延人数	内 容
日常生活支援	100人	生活棟内活動、園内環境整備、外出付添等
行事支援	50人	東村山福祉園祭・クリスマス会・コンサート等
計	150人	

(4) 地域との連携・協力関係の強化

- ア 加入している自治会との連携を密にして自治会行事に積極的に参加する。
- イ 東村山市との防災協定による福祉避難所への要援護者の受入れなど、防災に係る関係機関との連携を強化する。
- ウ 東村山市社会福祉協議会が主催する連絡会や行事などに参加する。
- エ 仮設建物での運営期間中も、会議室の施設開放を継続していく。